



ひと、暮らし
みらいのために

厚生労働省

Niigata Labour Bureau

新潟労働局

報道関係者 各位

	令和2年7月17日
担	厚生労働省 新潟労働局 雇用環境・均等室
	雇用環境改善・均等推進監理官 渡辺 充朗
当	労働紛争調整官 遠藤 利広
	TEL : 025 - 288 - 3501

令和元年度個別労働紛争解決制度の施行状況

～総合労働相談件数は15,000件超、「いじめ・嫌がらせ」の相談が4分の1を占める～

新潟労働局（局長 おくむら のぶと 奥村 伸人）においては、あらゆる労働問題の相談にワンストップで対応するとともに、個々の労働者と事業主との間の民事上の紛争を円満に解決するため、県内10か所（新潟労働局雇用環境・均等室内1か所、管内労働基準監督署内9か所）に総合労働相談コーナーを設置し、「個別労働紛争解決制度」（※）を運用しています。

このたび、令和元年度の施行状況を取りまとめましたので、公表します。

※ 「個別労働紛争解決制度」とは、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談の受付」、当事者間の話し合いを促す「労働局長による助言・指導」、学識経験者が紛争解決に導く「紛争調整委員会によるあっせん」の3つの方法があります。

【令和元年度の相談、助言・指導、あっせん件数】

- ・ 総合労働相談件数 : 15,812件（対前年度比 7.8%増）
- ・ 民事上の個別労働紛争相談件数 : 4,622件（同 5.8%増）
- ・ 助言・指導申出受付件数 : 210件（同 41.8%増）
- ・ あっせん申請受理件数 : 67件（同 86.1%増）

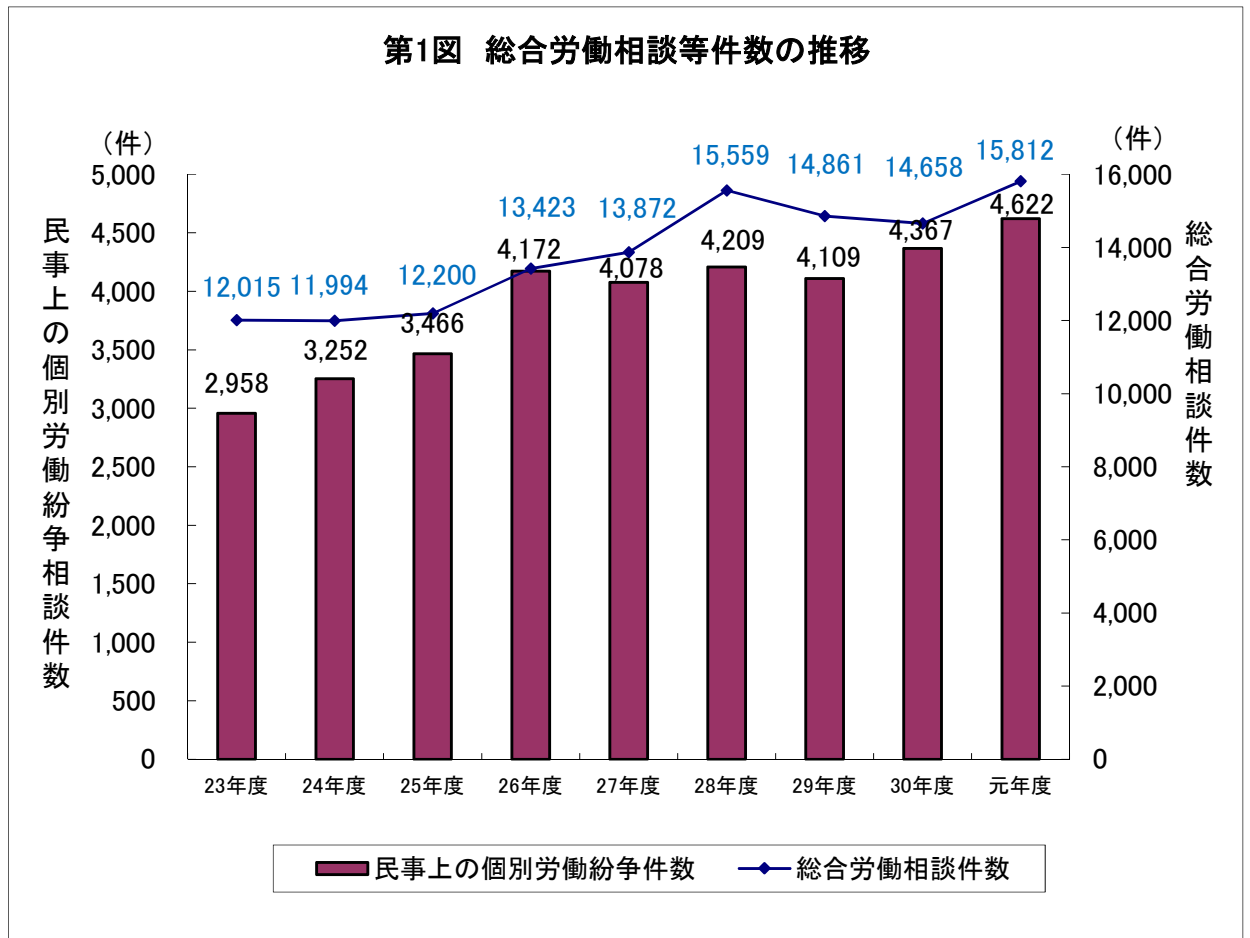
【ポイント】

1. **総合労働相談件数が3年ぶり15,000件超え**
総合労働相談件数は、15,812件で前年度(14,658件)から1,154件増加し、3年ぶりに15,000件を超えた。(第1図, 第2図)
2. **民事上の個別労働紛争の相談件数が過去最高**
民事上の個別労働紛争の相談件数は4,622件で前年(4,367件)から255件の増加となり、6年連続で4,000件を超えており、統計を取り始めた平成14年度以降最高となった。(第1図, 第2図)
3. **「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数が過去最高**
 - ・ 「いじめ・嫌がらせ」に関する民事上の個別労働紛争の相談件数は、前年度(1,153件)から215件増の1,368件となり、6年連続1,000件を上回っており、統計を取り始めた平成14年度以降最高となった。(第3図, 第4図)
 - ・ 「あっせん」の申請内容について、「いじめ・嫌がらせ」が最も多かった。(第8図)

1. 総合労働相談の状況

(1) 総合労働相談の受付状況

令和元年度に各総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は15,812件で、前年度より1,154件（7.8%）増加した。（第1図）



(注) 平成 28 年度から労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関するものも一体的に労働相談として対応することとなったため、それらの相談件数も計上されている。

(2) 総合労働相談の内容

総合労働相談の内容は、「法令、制度の内容等に係る問い合わせ」が 9,457 件（前年度 8,566 件、対前年度比 10.4%増）と最も多く、次いで「民事上の個別労働紛争等に係る相談」が 4,622 件（同 4,367 件、5.8%増）、「労働基準法等に係る法違反の疑いのある相談」が 3,143 件（同 3,022 件、4.0%増）、「その他」が 1,464 件（同 1,349 件、8.5%増）と続いている。（第2図）

② 前年度件数と比較したところ、

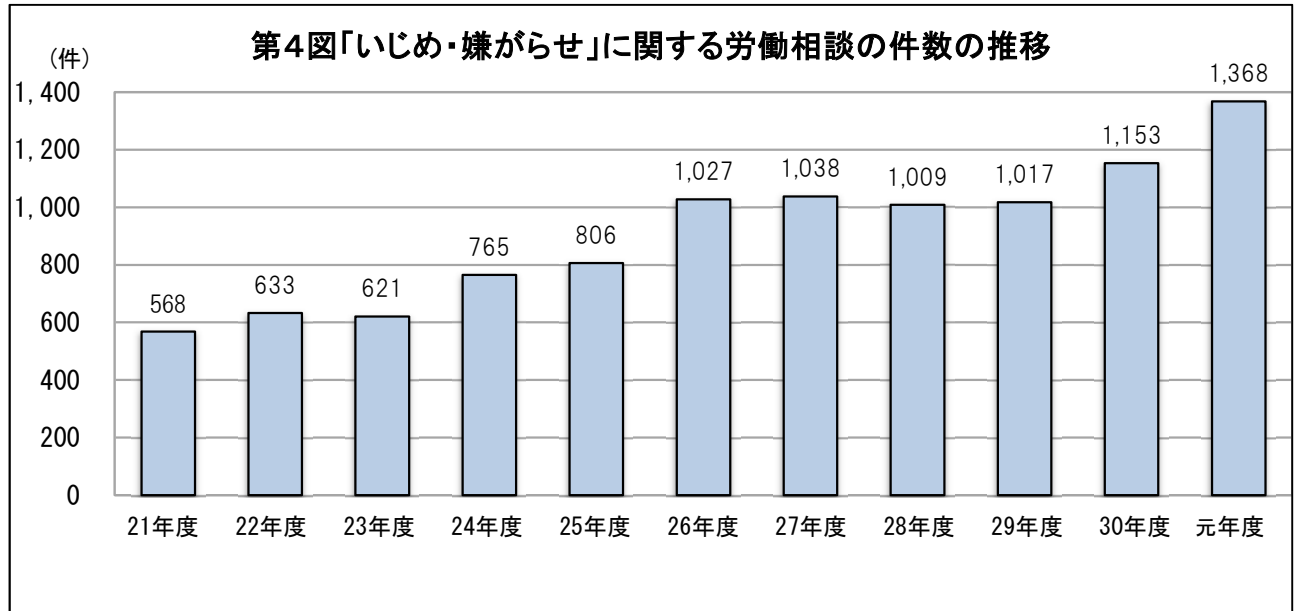
「解雇」 371件 → 478件（対前年度比 28.8%増）

「いじめ・嫌がらせ」 1,153件 → 1,368件（同 18.6%増）

「退職勧奨」 315件 → 337件（同 7.0%増）

に関する相談件数の増加が大きくなっている。

③ 「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、統計を取り始めて以来最高となり、平成 26 年度より 6 年連続で 1,000 件を超える件数となっている。（第 4 図）



3. 紛争解決制度の処理状況

(1) 利用件数

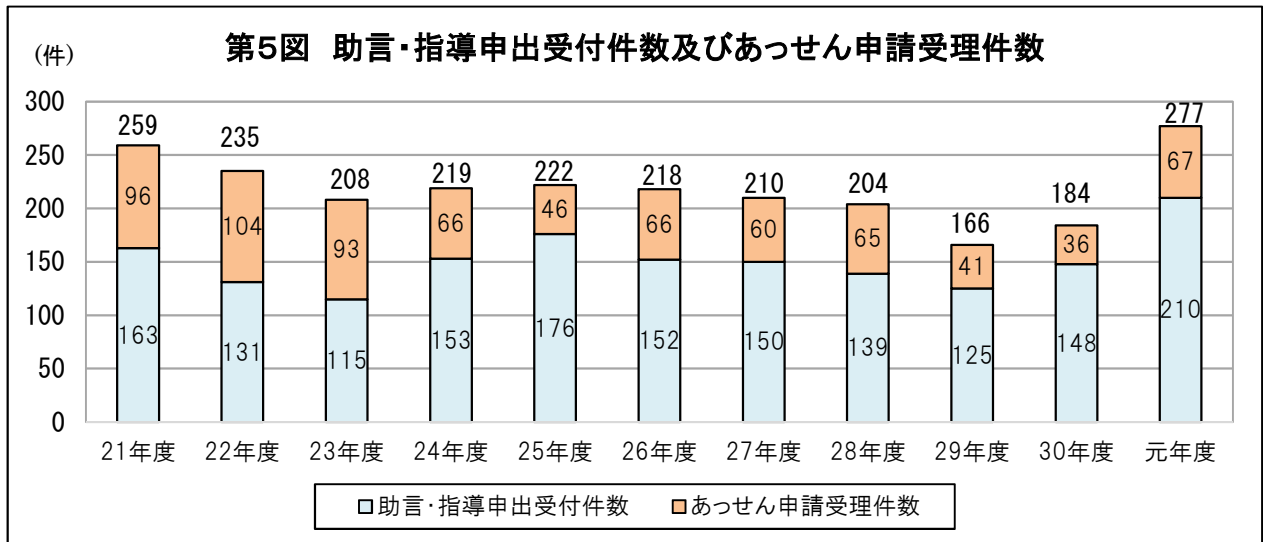
① 民事上の個別労働紛争の解決を図るために、個別労働紛争解決制度では、

- ・ 都道府県労働局長による「助言・指導」
- ・ 紛争調整委員会による「あっせん」

を実施している。

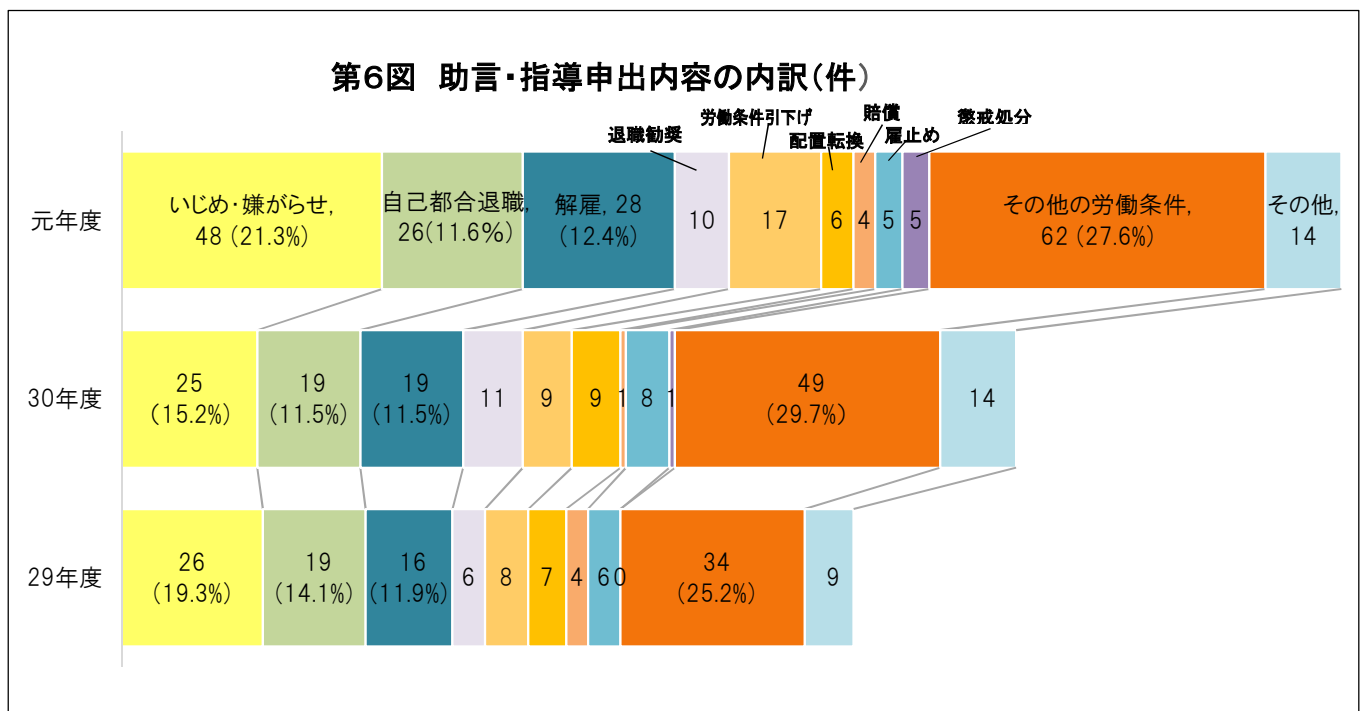
② 労働局長による「助言・指導」の申出受付件数は 210 件で、対前年度比 62 件（41.8%）増加した。（第 5 図）

③ 「あっせん」申請受理件数は 67 件で、対前年度比 31 件（86.1%）増加した。（第 5 図）



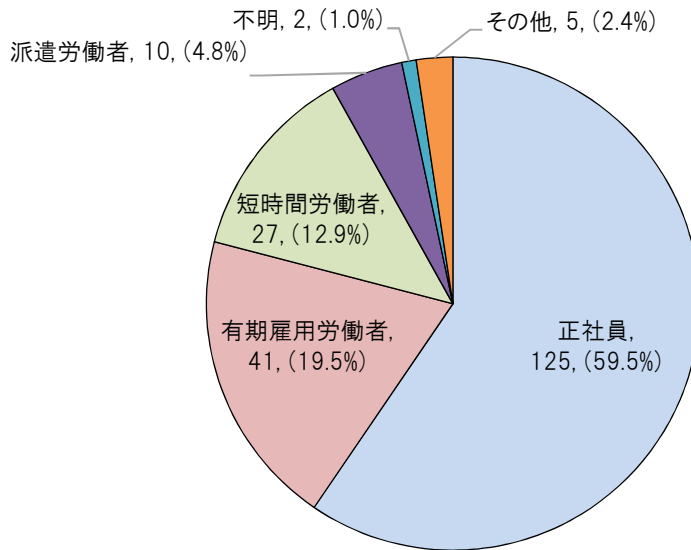
(2) 労働局長による助言・指導

- ① 助言・指導の申出の主な内容は、「その他の労働条件」が62件（前年度49件）と最も多く、次いで「いじめ・嫌がらせ」が48件（同25件）、「解雇」が28件（同19件）、「自己都合退職」が26件（同19件）、「労働条件引き下げ」が17件（同9件）と続いている。（第6図）



- ② 申出人の内訳は、「労働者」からの申出が210件で、「事業主」からの申出はなかった。
- ③ 労働者の雇用形態としては、「正社員」が125件（全体の59.5%）と最も多く、次いで「期間契約社員」が41件（同19.5%）、「短時間労働者」が27件（同12.9%）、「派遣労働者」が10件（同4.8%）となっている。（第7図）

第7図 助言・指導申出に係る労働者の雇用形態



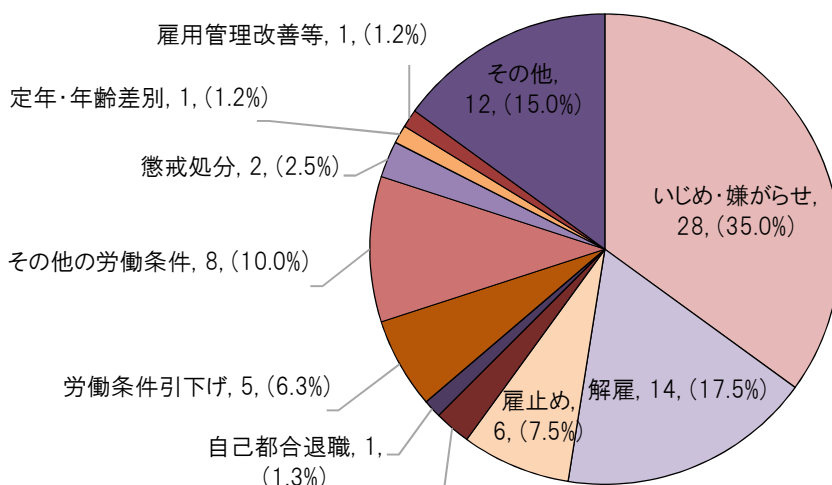
※パーセント表示については、端数調整のため合計が100%を超えることがあります。

- ④ 令和元年度中に処理が終了した事案（211件）の処理状況については、189件（処理終了全体の90.0%）が口頭による助言・指導を実施しており、そのうち107件（助言・指導を実施した件数の56.6%）が解決している。処理期間は、10日以内に処理したものが199件（処理終了全体の94.3%）である。

(3) 紛争調整委員会によるあっせん

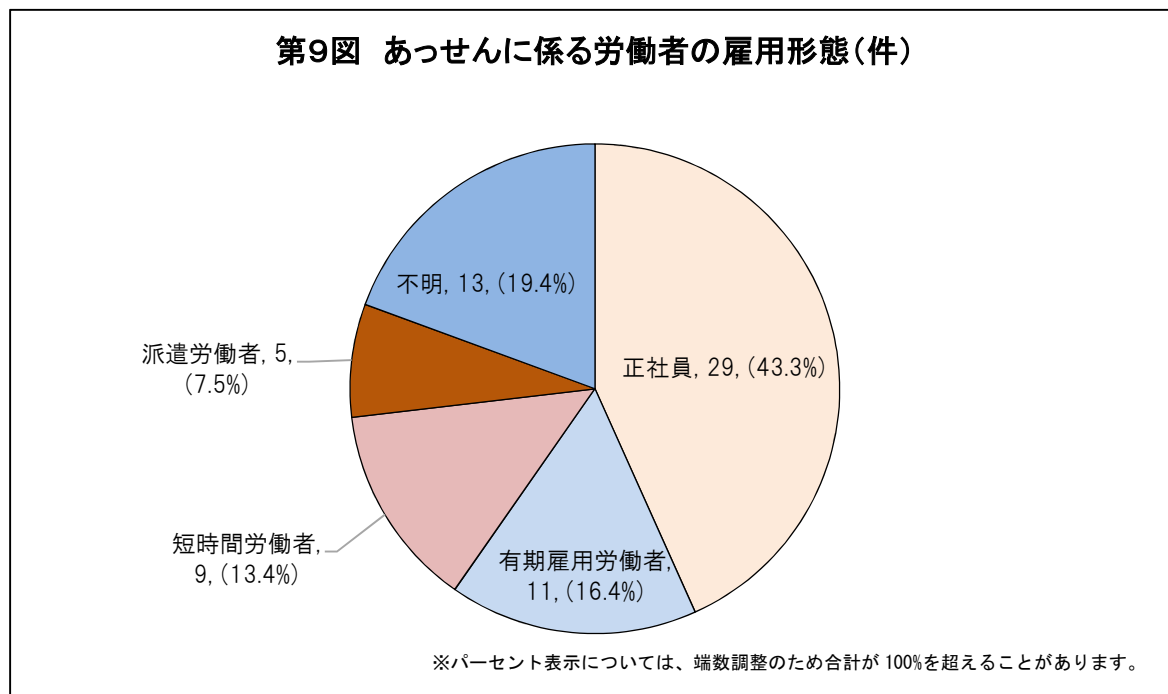
- ① あっせん申請の主な内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが28件（前年度15件）と最も多く、次いで「解雇」が14件（同9件）、「その他の労働条件」が8件（同8件）、「雇止め」が6件（同0件）、「労働条件の引下げ」が5件（同1件）と続いている。（第8図）

第8図 あっせん申請内容の内訳(件)



※パーセント表示については、端数調整のため合計が100%を超えることがあります。

- ② 申請人の内訳は、全て「労働者」からの申請で 67 件であった。
- ③ 労働者の雇用形態は、「正社員」が 29 件 (43.3%) と最も多く、次いで「有期雇用労働者」が 11 件 (16.4%)、「短時間労働者」が 9 件 (13.4%) となっている。
- (第 9 図)



- ④ 令和元年度中にあっせんが終了した事案 (62 件) の処理状況については、両当事者があっせん手続開始を了解し、あっせんを実施した件数は 41 件 (終了した事案全体の 66.1%) であった。このうち「合意形成」され、解決に至った件数は 19 件 (あっせん実施全体の 46.3%) となっている。
- ⑤ 「合意形成」され解決に至った件数の内訳は、「金銭的解決」による合意が 18 件 (あっせん実施全体の 43.9%) で、それ以外による合意は 1 件 (同 2.4%) であった。
- ⑥ 処理期間は、1 か月以内に処理したものが 23 件 (終了した事案全体の 37.1%)、1 か月を超えて 2 か月以内に処理したものが 28 件 (同 45.2%)、2 か月を超えて 3 か月以内に処理したものが 8 件 (同 12.9%) であり、3 か月を超えて処理したものが 3 件 (同 4.8%) であった。

令和元年度助言・指導及びあっせんの事例

【助言・指導の例】

事例1：「いじめ・嫌がらせ」に係る助言・指導	
事案の概要	<p>申出人は多店舗展開飲食店の食品製造工場のパート労働者であるが、当該工場の先輩パート労働者から、いじめ・嫌がらせを受けていた。申出人は工場責任者に相談したが、我慢するよう言われ、具体的な対応に至らなかったことから、退職届は提出したものの、職場環境の改善を求めて助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>被申出人(本社)に対し、申出内容を説明し話し合いを促す助言を実施した。</p> <p>助言・指導の結果、被申出人から申出内容の事実確認を行い、会社の責任で適切に対処するとの回答があり、その後の被申出人の対応により申出人の希望が全て認められることとなった。</p>
事例2：「自己都合退職」に係る助言・指導	
事案の概要	<p>申出人は長期勤続の正社員であるが、体調を崩し休職となり、これ以上の勤務継続は困難と判断し、1か月後の日付での退職願を提出した。しかし、被申出人は退職撤回を促すのみで退職手続を進めなかった。申出人は退職撤回の意思はなく、被申出人に速やかに退職手続を行うよう話し合いを求めて、助言・指導を申し出た。</p>
助言・指導の内容・結果	<p>被申出人に対し、民法の解約の申し入れの規定を説明し、速やかに退職手続を処理するよう助言した。</p> <p>助言・指導の結果、申出人と被申出人で話し合いがなされ、結果として申請人は退職を撤回し、勤務継続することで被申請者と合意した。</p>

【あっせんの例】

事例1：「いじめ・嫌がらせ」に係るあっせん	
事案の概要	<p>申請人は事務員として勤務していたが、上司から日常的にパワハラ行為を受けており、事業主に対し職場改善を求めていた。事業主は申請人・行為者同席による話し合いの場を設け、パワハラ行為を認定したものの、具体的な改善対策を講じる見込みはなかった。一連の経緯から申請人は精神的に追い込まれ休職となった。</p> <p>申請人は、現状の職場環境への復帰は望めないとして、休職期間に対する補償金の支払及び会社都合退職を求めたいとあっせんに申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>あっせん委員が双方の話の主張をまとめ、当事者間の調整を図った結果、パワハラによる退職届を受理すること、及び解決金として25万円を支払うことで合意が成立した。</p>
事例2：「解雇」に係るあっせん	
事案の概要	<p>申請人は、総務経理担当の正社員として入社したものであるが、入社から3か月間の試用期間の満了の際、能力不足を理由に解雇された。上司は簿記の勉強をするよう暴言を吐くだけで指導教育をほとんど行わず、解雇理由は不当なものであるとして、解雇撤回または補償金60万円の支払を求めたいとあっせんに申請した。</p>
あっせんのポイント・結果	<p>あっせん委員が双方の話の主張をまとめ、当事者間の調整を図った結果、解決金として35万円を支払うことで合意が成立した。</p>

個別労働紛争解決制度について

新潟労働局 雇用環境・均等室

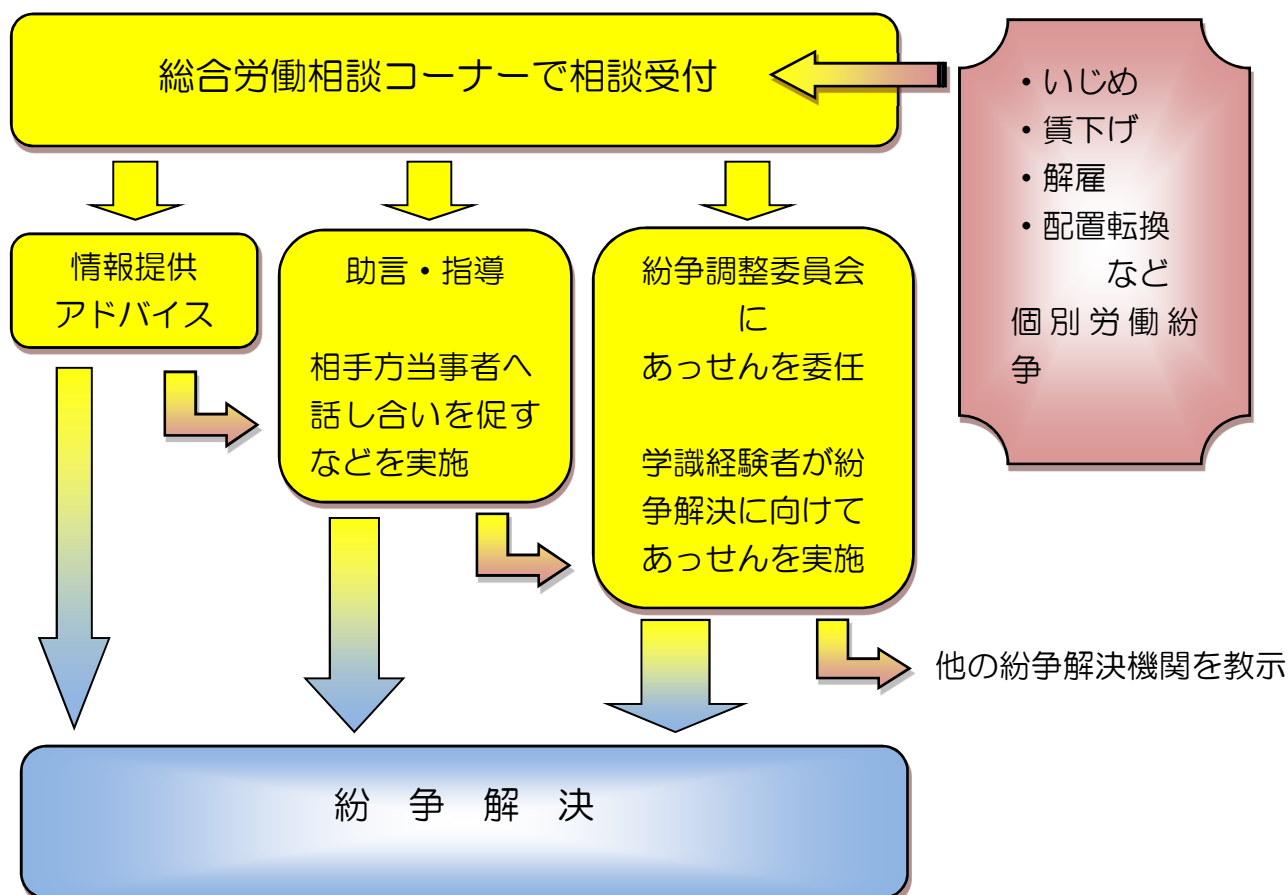
企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働紛争」といいます）が高水準で推移しています。

個別労働紛争は、本来、労働者と事業主の間の民事上の紛争ですので、紛争当事者である労使が話し合い、自主的に解決することが最も望ましく、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」においても、「紛争の当事者は、早期に、かつ、誠意をもって、自主的な解決を図るよう努めること」とされています。

しかし、個別労働紛争には、法令、判例の不知、誤解に基づくものも多く、また、感情的な対立が話し合いを妨げる要因になっているようなものも少なくありません。

そこで、新潟労働局では、管内の労働基準監督署内に総合労働相談コーナーを設置し、個別労働紛争を解決するための情報提供や相談受付を行うほか、当事者間だけでは紛争の解決が困難な場合には、解決の方向を示すことにより相手方当事者に話し合いを促す等の「労働局長による助言・指導」や、学識経験者が委員となって紛争解決に導く「新潟紛争調整委員会によるあっせん」の受付を行っています。

なお、各制度は、労働者はもちろん、事業主も利用することが出来ます。
※いじめ・嫌がらせのうち、パワーハラスメントに関する紛争については、令和2年6月1日より労働施策総合推進法に基づく紛争解決援助制度及び調停制度の対象となりました（中小企業については令和4年4月1日より対象）。



総合労働相談コーナーは、新潟労働局雇用環境・均等室のほか、各労働基準監督署内に設置されています。

新潟労働局管内 総合労働相談コーナー一覧

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	開設時間等
新潟労働局 総合労働相談コーナー	950-8625	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 4階 新潟労働局雇用環境・均等室内	025(288)3501	平日 9:00~16:30
新潟 総合労働相談コーナー	950-8624	新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2号館 2階 新潟労働基準監督署内	025(288)3571	平日 9:00~16:30
長岡 総合労働相談コーナー	940-0022	長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎 7階 長岡労働基準監督署内	0258(33)8711	平日 9:00~16:30
上越 総合労働相談コーナー	943-0803	上越市春日野 1-5-22 上越地方合同庁舎 3階 上越労働基準監督署内	025(524)2111	平日 9:00~16:30
三条 総合労働相談コーナー	955-0055	三条市塚野目 2-5-11 三条労働基準監督署内	0256(32)1150	平日 9:00~16:30
新発田 総合労働相談コーナー	957-8506	新発田市大字日渡 96 新発田地方合同庁舎 3階 新発田労働基準監督署内	0254(27)6680	平日 9:00~16:30
新津 総合労働相談コーナー	956-0864	新潟市秋葉区新津本町 4-18-8 新津労働総合庁舎 3階 新津労働基準監督署内	0250(22)4161	平日 9:00~16:30
小出 総合労働相談コーナー	946-0004	魚沼市大塚新田 87-3 小出労働基準監督署内	025(792)0241	平日 9:00~16:30
十日町 総合労働相談コーナー	948-0073	十日町市稲荷町 2-9-3 十日町労働基準監督署内	025(752)2079	平日 9:00~16:30
佐渡 総合労働相談コーナー	952-0016	佐渡市原黒 333-38 佐渡労働基準監督署内	0259(23)4500	平日 9:00~16:30